# １．謄写について

旭川本庁、稚内支部、紋別支部、留萌支部、名寄支部、富良野支部の委託謄写を受け

付けております。その他の支部については、お引き受けできませんのでご了承下さい。

# ２．必要書類について

旭川弁護士会以外の弁護士の先生が謄写をご希望される場合は、謄写依頼書と弁護士

会事務職員への委任状に必要書類を添えて、旭川弁護士協同組合宛にご郵送願います。

【検察庁における確定記録の謄写について】

　上記書類に加え、依頼者から弁護士に対する委任状（写し）、収入印紙150円分

が必要となります。

【検察庁における不起訴記録の謄写について】

　上記書類に加え、23条照会回答書（写し）、依頼者から弁護士に対する委任

状（写し）が必要となります。

# ３．費用について

（１）謄写料金

　　　白黒　　1枚につき65円

　　　カラー　1枚につき90円

※支部での謄写の場合は、日当10,000円となります。

但し、謄写枚数が100枚を超えると白黒1枚65円、カラー1枚90円が加算と

なります。

（２）実費

上記謄写料金以外に、次の実費がかかります。

　ア　郵送代

　イ　記録媒体（CD-R）　　 1枚につき80円

　　　記録媒体（CD-R以外）1枚につき100円

# ４．書類の送付先

〒070－0901

北海道旭川市花咲町４丁目

旭川弁護士会内

　　旭川弁護士協同組合　宛

# ５．注意事項について

委託謄写をご依頼される場合は、あらかじめ裁判所、検察庁との間で、委任して謄写

を行うこと等、必要な連絡、打ち合わせを行ってください。

その他ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。